

平成26年度事業別評価調書（チェックリスト）

整理番号	1.3.2 133	事業名	補助事業（港湾） ふ頭埋立造成	補助 単独	地区名 （事業箇所名）	小名浜港（東港）	関係 市町村名	いわき市	担当部（局） 課名	土木部 港湾課	
評価の対象となる理由	要綱第3条第1項(4) 評価実施から5年を経過して継続中の事業				前回（平成 年度）評価時 の対応方針	委員会からの提言：事業継続 付帯意見：なし			県の対応方針：事業継続		
事業根拠法・要綱等の名称	港湾法第33条、第43条、港湾整備促進法第2条										
事業 の 概 要	[事業目的及び全体計画] (1) 事業目的 小名浜港東港地区は、港湾計画に基づき、船舶の大型化及び取扱貨物量の増加に対応するため、 西防波堤(第一)の沖合に土地を造成し、東日本地域の国際物流拠点港として国際物流ターミナル の整備を図るものである。当該事業は、広域資源活用護岸整備事業（補助事業）および小名浜港 ふ頭埋立造成事業（起債事業）により、首都圏で発生する公共建設発生土や港内浚渫残土等を受 け入れ、東港の国際物流ターミナルの基盤となる土地造成を行う。 (2) 全体計画 広域資源活用護岸 L=1,500m<1,590m>[2,511m] ふ頭埋立造成 A=49.3ha []は採択時、< >はH21 評価時					[事業に関する社会経済情勢]（特記すべき事項） (1) 現在の状況 小名浜港は、平成23年の国際バルク戦略港湾の選定から、平成25年度の大水深岸壁を備えた国 際物流ターミナルの事業採択、そして平成25年12月19日には全国初の特定貨物輸入拠点港湾に指 定された。 近年、火力発電所に使用する石炭需要が増加しており、勿来、広野両火力発電所では、石炭ガス 化複合発電（IGCC）を採用した設備増強を計画しているなど、今後ますます石炭需要が増加するこ とが想定される。 今後は、これら石炭需要の増加を受け、港湾機能を生かして産業と生活に必要な資源、エネルギ ー等の物資を安定的かつ安価に供給することで、本県産業競争力の強化及び東日本大震災からの復 興につなげ、東日本地域のエネルギー拠点としての役割を高めることが期待されている。					
	事業の採択年度	H6 補助:H6 ふ頭:H7	完成目標年度	[H20] <H30> H32	用地着手年度	-	工事着手年度	H8			
	事業費 （百万円）	全体事業費 （うち用地費）	これまでの 投資事業費 合計	左の財源内訳又 は負担割合	これまでの年度別投資実績（26年度は見込額である。）						
		[33,367] <23,100> 26,620 （ - ）	20,635	補助 県（広域） 7/10 市町村 0 ふ頭 県 10/10 市町村 0	~23年度	24年度	25年度	26年度			
	補助:14,156 ふ頭:12,464	補助:13,482 ふ頭:7,153	補助 県（広域） 7/10 市町村 0 ふ頭 県 10/10 市町村 0	補助:12,879 ふ頭:6,763	補助:397 ふ頭:212	補助:206 ふ頭:178	補助:183 ふ頭:1,200				
進捗率	事業費ベース	77.5% 補助:95.2% ふ頭:57.4%	用地費ベース	- %	その他（	） %					
事業 の 進 捗 状 況	[整備の状況] 平成8年度に工事着工し、公共建設発生土受入のための護岸工事を「広域資源活用護岸整備事業」 および「小名浜港ふ頭埋立造成事業」で実施している。 [事業実施上の課題や問題点、今後の事業見直し] 平成23年5月に小名浜港は国際バルク戦略港湾に選定され、平成24年度には大型船舶を活用し た安定的かつ効率的なバルク貨物輸送の実現を図るため港湾計画の一部変更を行った。 今後は、平成30年代前半の完成を目指し、国直轄事業と連携を図りながら事業を進めていく。 [関連事業の進捗状況] 国直轄事業は平成20年度に国際物流ターミナル整備事業として水深14mの岸壁、道路等が新規 事業採択されたが、平成25年度より水深18mの岸壁として事業採択された。 みなし進捗率=(B)/(A)=96%>70% 投資済事業費(B)=20,635百万円 補助:13,481(B)/(14,156/27×20)(A)=129%>70% ふ頭:7,153(B)/(12,464/26×19)(A)=79%>70%					(2) 変化の有無 有 <input checked="" type="radio"/> 無 (3) 変化の内容 (4) 地域の協力体制等 いわき市においては、市長自らポートセールスの先頭に立ち、小名浜港の利用促進活動を行って おり、県、市、地元商工会議所及び港湾利用企業等で組織する「小名浜港利用促進協議会」により、 県内外荷主企業に対する集荷活動や小名浜港セミナーなどポートセールス活動を実施している。					
	[事業に関連する標等] (1) 主要な評価指標の変化					(1) 環境への影響内容とその対策 埋立に際しては、埋立土による海面の汚濁を防止するため、汚濁防止膜の設置による汚濁防止対 策を実施する。 (2) その他特記すべき事項 特になし					
評価 <input checked="" type="radio"/> A、 B、 C					評価 <input checked="" type="radio"/> A、 B、 C						

[位置図] 及び [事業概要図]



(別紙)

費用対効果分析

補助事業（港湾）、ふ頭埋立造成

$$\frac{\text{効果（便益） } B}{\text{費用 } C} = \frac{B① + B② + B③}{C① + C②}$$

[費用項目]

C①：事業費 C②：維持管理費

[効果項目]

B①：輸送便益（陸上残土の処分コスト縮減）

- ・首都圏で発生する建設発生土を東港造成のための埋め立てに利用することにより、内陸で処分する場合より輸送費用を軽減できる効果。（陸上輸送費（トラック運搬）及び処分料金と海上輸送費の比較）

B②：輸送便益（浚渫土砂の処分コスト縮減）

- ・浚渫で発生する土砂を東港造成のための埋め立てに利用することにより、海洋処分する場合より輸送費用を軽減出来る効果。

B③：造成用地の残存価値

- ・埋め立てにより造成される用地の残存価値。

[考え方]

廃棄物埋立護岸の供用期間は、護岸完成時から廃棄物等の受入完了までの期間とする。
したがって、計算期間は建設期間＋廃棄物等の受入完了までの期間とする。

計算

$$\frac{7,852 + 17,967 + 12,683}{36,084 + 84} = 1.06$$

(別紙)

(参考：東港地区全体事業にかかる費用対効果分析について)

補助事業（港湾）、ふ頭埋立造成、小名浜港国際物流ターミナル整備事業

$$\frac{\text{効果（便益） B}}{\text{費用 C}} = \frac{\text{B①} + \text{B②}}{\text{C①} + \text{C②}}$$

[費用項目]

- C①：県事業費（補助事業（港湾）、ふ頭埋立造成：当該評価対象事業）
- C②：国事業費（小名浜港国際物流ターミナル整備事業）

[効果項目]

- B①：県事業に係る便益
 - ・輸送便益（陸上残土、浚渫土砂の処分コスト縮減）
 - ・造成用地の残存価値
- B②：国事業に係る便益
 - ・船舶の大型化や滞船の解消による輸送コスト削減
 - ・震災時の輸送コストの増大回避
 - ・造成用地の残存価値

[その他の効果（貨幣換算が困難な効果）]

- ①：石炭の安定的かつ安価な調達
- ②：地域経済の発展
- ③：環境への負荷軽減

[考え方]

東港地区整備にかかる事業全体の費用とその効果（便益）を算出する。
なお、国際物流ターミナル整備事業は国直轄による整備のため、国施行分も含む全体の費用対効果は県が参考に算出したものである。

計算

$$\frac{38,502 + 156,450}{36,168 + 78,162} = 1.71$$